

芝樋ノ爪蹴球少年団

運営細則

第1条（休会規定）

団員が怪我、病気、または家庭の事情により1ヶ月以上活動を休止する場合、以下の通り取り扱う。

① 届出

休会を希望する場合は、前月末までに保護者から学年長または会計へ、指定の連絡手段（LINE）により届け出るものとする。

② 会費の取扱い

休会期間中の会費は原則として以下のいずれかとする。

- ・全額免除
- ・半額徴収

※運用は年度ごとに役員会で決定する。

③ 登録費の取扱い

日本サッカー協会登録費、スポーツ保険料等の年間費用については返金しない。

④ 期間

休会期間は原則として当該年度内とする。年度をまたぐ場合は継続の意思確認を行う。

第2条（慶弔規定）

団員および関係者に慶弔事が発生した場合、以下の通り対応する。

① 卒団祝い

卒団生に対し、予算の範囲内で記念品を贈呈する。

② 弔慰

団員または指導者の同居家族に不幸があった場合、団名義で供花または香典（5,000円程度）を支出することができる。

第3条（車両運用）

試合・遠征等の移動に際し、保護者の車両を利用する場合は以下の通りとする。

① 車両（運転）

1. 運転者は有効な運転免許証を所持し、日常的に運転を行っている保護者が望ましい。
2. 運転者は法令を遵守し、安全運転を最優先とする。
3. 体調不良、疲労、飲酒等により安全運転が困難な場合は運転を行ってはならない。

4. 原則として運転中の携帯電話の使用は禁止とする（ハンズフリーを除く）。
 5. 事故・違反等が発生した場合は、速やかに団の代表者へ報告すること。
 6. 法令を遵守し、安全運転を徹底すること
- ② 車両（管理・条件）
1. 使用する車両は法令に基づく車検を有し、自動車保険（対人・対物無制限）に加入していること。
 2. 任意保険には同乗者傷害保険またはこれに準ずる補償を付帯していることが望ましい。
 3. チャイルドシート・ジュニアシートは法令に従い適切に使用すること。
 4. 車両の整備状態（タイヤ・ブレーキ・灯火類等）は事前に確認すること。
- ③ 乗車・引率
1. 乗車人数は法定定員を厳守すること。
 2. シートベルトは全席着用を徹底すること。
 3. 原則として、1台につき2名以上の責任ある大人が同乗することが望ましい。
 4. 乗降時やサービスエリア等では、児童の安全確保に十分配慮すること。
- ④ 事故時の責任
- 移動中の事故については、当該車両の任意保険により対応するものとし、団および他の保護者は原則として責任を負わない。
- ⑤ その他
1. 本条に定めのない事項については、団の判断により適宜対応する。
 2. 安全確保を最優先とし、必要に応じて運用の見直しを行う。
-

第4条（備品・ユニフォーム）

① 貸与ユニフォーム

団より貸与されたユニフォームは、卒団時または退団時に速やかに返却するものとする。紛失または著しい破損があった場合は、実費を請求することがある。

② 個人備品

ボール、シューズ、レガース等の個人備品には必ず記名し、自己管理を徹底すること。

③ 備品の取扱い（※追加）

団の備品は大切に使用し、破損・紛失があった場合は速やかに指導者へ報告すること。

第5条（細則の改定）

本細則は、必要に応じて役員会の決議により改定することができる。

第6条（施行）

本細則は令和8年4月1日より施行する。